

spielgeräte はこの限りではないと命令が定めている。なお、ゲームセンター (*Spielhall*) ないしこれと類似の施設が *Spielgeräte* を設置できるもう一つの重要な場所であるが、これについては後述する。

上述したように、業としてゲーミングを開設する場合許可を必要とするのは *Spielgeräte* だけではない。営業法は *Spielgeräte* 以外のゲーミング (*andere Spiele*、条文では「その他のゲーミング」と訳した) という概念を立てて規制を設けている。ところで、*andere Spiele* は *Spielgeräte* 以外の *Spiel* であるからゲームやロッテリーも含まれるということになるが、営業法における *andere Spiele* はそうではない。営業法が33条 h によりマシンゲーム以外の *Glücksspiel* を適用除外しているのである(例外は、33条 h 2号による祭典等の場所で行なわれる利得が高価でない物であるロッテリーである。つまり、この種のロッテリーは営業法の適用がある)。

言い換えば、営業法はゲーム機と特定のロッテリーに限って、刑法が定める *Glücksspiel* の禁止を解除しているのである。ただし、全面的な解除ではなく限られた範囲での解除であることはこれまでの記述からも明らかであろう。

従って、営業法にいう *andere Spiele* は、技術性のゲーム (*Geschicklichkeitsspiel*) と上述した特定のロッテリーを指すことになる。そして、この種のゲーミングについても営業法は、ゲーム機と態様は違うが、相当に厳しい規制を課しているのである。その具体的な内容は法律及び法律の授權 (33条 f) による命令で定められている。主な内容は次の通りである。

まず、その他のゲーミングについて、連邦刑事局の認定証 (*Unbedenklichkeitbescheinigung*) を当該ゲーミングの開設者が所持しなければならない。この認定証は、対象となるゲーミングの内容、ルールなどを記載している。プレーヤーが著しい損害を蒙る虞があるので、簡単な手段で *Glücksspiel* に変更され得る場合には認定書の発行は拒否される。設置場所については、金銭の利得可能性があるその他のゲーミングはゲームセンター及び類似の施設以外では許可されない。また、金銭以外の利得可能性があるその他のゲーミングは、祭典等の特別な場あるいは飲食、宿泊場所を提供する施設以外では許可されない。なお、命令が定める利得額の制限等の条件をみたすその他のゲーミングは、開設場所によっては、当局の許可なく開設することが認められている。但し、当該ゲーミングが連邦刑事局の認定証を得る必要まで免除される訳ではない。

ゲームセンター及びこれに類似する事業について

営業法は、ゲームセンター及びこれに類似する事業 (特に断らなければ、以降両者を併せてゲームセンターと記す) について 1 条を設けている。ゲームセンターとは、業として、主に利得の可能性のないゲームを提供する事業であり、類似の事業とは、業として、主に

利得可能性のあるその他のゲームを提供する事業を指す様であるが、法律上は同一の扱いを受けるのでこの区別はあまり意味がない。いずれにしても利得の可能性のあるないにかかわらず、主にゲーム一般を営業として提供する業種である。

ゲームセンターは、個々のゲーム機の設置やゲーミングの開設に要する認可、許可に加えて、施設を含めた営業活動についての許可も必要とされる。これを定めたのが営業法33条iである。ゲームセンターについても命令で細かい規制が定められているが、特に、青少年保護に関するものが重要である。たとえば、許可の条件として、営業中は、1から2名の監視員を置くことが義務付けられているという。さらに、学校に近い場所にあるゲームセンターには、監視員が入場者の年齢をチェックすることを義務付けているようである（「公共の場での青少年保護法」でゲームセンター入場の年齢制限が定められている。）。

こうしたゲームセンターでは、命令によって、ゲーム機の設置が次の条件で認められる。

- (1) 15平方メートルごとにゲーム機（利得が金銭か金銭以外かで区別しない。）1台、
- (2) 最大設置台数10台、
- (3) アルコール類を提供するゲームセンターでは最大設置台数2台

これまで述べてきた通り、刑法が禁止している Glücksspiel のうちゲーム機及び特定のロッテリーに限って、賭け金も利得も厳しく制限したうえではあるが、営業法は禁止を解除している。しかし、こうしたゲーム機を認可を受けて設置できるゲームセンターはカジノ（Spielbank）ではない。ゲームセンターでもゲーム機でプレーすることにより金銭を利得する可能性はあるが、カジノは全く異質のゲーム空間と考えられている。営業法も33条h第1号で、カジノ営業と営業法のゲーミングに関する規定は関係がないことを明記している。

なお、命令については、原文が入手できなかったので、J.Pelka の “Beck'sches Wirtschaftsrecht Handbuch 2000/2001” を参照した。

第3 カジノ規制法

ドイツに於いては、刑法の定めるゲーミングの禁止を解除することになるカジノの根拠法は州法である。まず、ベルリン市（州と同格）のカジノ法を掲げる（原文は資料3参照。資料4ではブランデンブルグ州のカジノ法の原文と訳文を収録した）。

1 条文（ベルリン市）

ベルリン市における公認カジノに関する法律

議会は次の法律を議決した。

第1条 許可